

「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と  
持続可能な利用に関する共同事業」応募要領

平成 25 年 6 月 21 日  
独立行政法人製品評価技術基盤機構

**1. 応募概要**

(1) 応募資格

応募資格として次の要件を満たす必要があります。

- ① 応募者は、日本国内に研究施設を有する企業、大学、独立行政法人等であること(共同研究体制等複数の機関で応募することも可能です。)
- ② 応募者は、組織として生物多様性条約及び名古屋議定書における、生物遺伝資源へのアクセス及び利益配分(ABS)の事情を理解していること。また、その旨が記載された応募資格に関する誓約書(様式2)を提出できる者であること。
- ③ 応募者は、採択後、「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」に関する契約(重要事項を別紙3に示す)を締結することに同意し、また、その旨が記載された応募資格に関する誓約書(様式2)を提出できる者であること。
- ④ 応募者は、現地での事業を行うにあたって、NITE及び相手国共同研究先の指示に従い、協調できる研究員を派遣できること。また、その旨が記載された応募資格に関する誓約書(様式2)を提出できる者であること。

(2) 応募書類について

共同事業を希望する応募者は、(3)①の提出期間中に、テーマごとに次の①～③を準備した上で、6. に示す応募先まで提出してください。応募は、郵送又は持参にて受け付けますが、FAX及びE-mailでの書類等の提出は受け付けません。なお、提出された提案書等については返却いたしませんので、予めご了承ください。

① 提案書等 2部(原本1部及び写し1部)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 提案書(様式1)</li><li>2. 応募資格に関する誓約書(様式2)</li><li>3. 応募組織の概要がわかる文書(パンフレット等)</li><li>4. 過去3年間の財務状況がわかる資料</li></ol> |
|---|

(研究開発費(概算)がわかる資料があれば、添付してください。)

5. 渡航予定者の研究履歴書 (様式3又は任意の書式、渡航予定者分必要)

※ 提案書等は全てA4版で、原本1部(片面印刷)、写し1部(両面印刷)の2部作成いただきます。上記の順番で資料をセットして、クリップ(又はダブルクリップ)等で左肩を留めてご提出ください。ホッチキス等のステープラー留めや 2穴ファイル等による製本はしないでください。

- ② ①のうち、提案書(Microsoft Wordファイル又はPDFファイル)の電子情報を入れたCD-R(ISO9660形式)又はDVD-R

※ 1テーマにつき1つのファイルとしてください。CD-R等にはラベルを貼付し、必ず下記事項を記載してください。

1. 共同事業テーマ名 2. 応募者名 3. 応募年

- ③ 提案書受領票 1部 (様式4を編集し、必要事項を記入したもの)

(3)提案書等の提出について

① 提出期間

提出期間は、平成25年6月21日(金)～平成25年8月1日(木)です。

郵送又は持参で応募を受け付けますが、郵送、持参いずれの場合も、提出期限を平成25年8月1日17時迄(必着)とします。

②提案書等の受付

1. (2)に示す必要な書類が全て揃っている提案のみ受け付けます。これにより、内容審査に入ります。

もし、必要な書類が全て揃っていない場合は、提案書等到達後1営業日以内にその旨を電子メール等でご連絡いたしますので、その際指定する期間内に必要な資料を全て提出した場合は、受け付けます。

(4)注意事項

提案書等の作成に当たっては、別紙1の記載例を参照し、日本語で作成してください。記載例に赤字でポイントを記載しておりますので、内容をよくご確認の上、必要事項を記載してください。

## 2. スケジュール

- 公募開始 : 平成25年6月21日(金)  
説明会 : 平成25年7月2日(火)  
公募締切 : 平成25年8月1日(木)  
内容審査 : 平成25年8月2日(金)～平成25年8月16日(金)  
(必要に応じて応募者による口頭説明を予定、初めての応募の場合は必須)  
採 択 : 平成25年8月19日(月)に通知(発送)  
契約締結 : 平成25年9月中(予定)  
事業開始 : 平成25年10月頃(契約締結)(予定)

## 3. 提案書等受付後の共同事業実施までの流れ

### (1) 内容審査

- ① 共同事業先の選定は、提出された提案書等による書面審査のほか、必要に応じて実施するヒアリング等の結果を基に、所定の審査手続きに従って行います。
- ② 審査において提案書等の内容に疑義がある場合等には、追加資料の提出を求めますので、指定の期限までにご回答ください。期限までにご回答いただけない場合は、審査終了(不採択)となります。
- ③ 共同事業先を選考する際の基準は、別紙2のとおりです。

### (2) 採択

- ① 審査の結果、採択された応募者には書面にて採択通知書を送付いたします。
- ② 不採択の場合は、当該提案者に対して不採択となった旨を電子メール等でご連絡いたします。

### (3) 契約締結

採択後に、NITEとの共同事業契約を締結して現地での微生物合同探索を実施します。また、ミャンマーとの素材移転合意書(MTA)における利益配分協議をNITEを通して行い、合意内容に基づくMTAを締結していただきます。

### (4) 事業開始

共同事業の開始は平成25年10月頃を予定しておりますが、具体的な時期については共同事業者(当該募集において採択された共同事業先)とNITEとが個別に協議し、ミャンマー側との調整を経てNITEが決定します。

#### **4. 応募情報及び個人情報の管理**

- (1) 提案書等の応募情報は、共同事業先の選定のためにのみ用い、NITE内で厳重な管理のもと保管及び廃棄します。また、提案書等の提出資料の返却はいたしません。
- (2) ご提供いただいた個人情報は、公募及び共同事業に関する連絡、資料、契約書類の送付及びNITEが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内状の送付やメールマガジンの送付等に利用します。上記の利用目的以外で利用することはありません。

#### **5. 応募先(書類提出先) 及び 問い合わせ先**

〒292-0818 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

バイオテクノロジーセンター 開発課

海外探索担当 宛て

- ※ お問い合わせは、上記の書類宛先までFAX(0438-20-5582)又はE-mail (abs-info@nite.go.jp)でお問い合わせください。(NITEの情報セキュリティ(スパムメール)対策として、フリーメールアドレスからのメールは受信できません)  
電話によるお問い合わせには応じられません。また、審査の経過等に関するお問い合わせはご遠慮ください。

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と  
持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

テーマ「○○○○○○○○○○○○○○」

平成○○年○○月○○日

以下の応募者は、別添のとおり「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書を提出いたします。

応募者

組織名 印

代表者名 印

所在地（郵便番号○○○-○○○○）

連絡先 所属  
役職名  
氏名  
住所

TEL  
FAX  
E-mail

テーマ「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

1. 共同事業の概要

2. 共同事業の目標及び内容

2-1. 目標及びその設定根拠

2-2. 共同事業の内容及び計画

(1) 共同事業の内容及び計画

(2) 公表できる共同事業成果等

(3) 提供できる知識・技術等

3. 当該テーマにおける研究開発実績

4. 共同事業体制

4-1. 管理体制(代表者名)

4-2. 共同事業実施体制

4-3. 研究者氏名

氏名	所属・役職職名	主たる研究実施場所	渡航 予定者

5. その他

要望

## 応募資格に関する誓約書

組織名  
所在地  
代表者名

印

以下のとおり、弊社は「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保存と持続可能な利用に関する共同事業」の応募に関して次の事項を満たすと誓約します。

- (1) 組織として、生物多様性条約及び名古屋議定書における、生物遺伝資源へのアクセス及び利益配分 (ABS) の規定 (以下に概要を示す) を理解しています。
  - ・生物多様性条約の目的、微生物を含む生物遺伝資源に対する主権的権利は原産国にあること。
  - ・その国の微生物へ勝手にアクセスし、利用してはならず、相手国の事前の合意が必要であること。
  - ・微生物を利用して生ずる利益については、原産国へ還元すること。その利益は特許や製品販売等実用化も含まれること。
- (2) 応募要領に概要が記載されている「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用に関する共同事業」に関する契約を締結することに同意します。
- (3) 現地での事業を行うに当たって NITE 及び相手国共同研究先の指示に従い、協調できる者を派遣します。

## 研究経歴書

## 1. 渡航者情報

氏名  
住所  
電話番号  
E-mail

## 2. 学歴

時期	経歴

## 3. 職歴

時期	経歴

## 4. 専門分野

## 5. 論文のリスト

## 6. 微生物の取扱い経験、微生物の採取、分離等の経験、海外での業務経験

微生物の取扱い経験:

海外での業務経験:

## 7. 生物多様性条約及び名古屋議定書における、生物遺伝資源へのアクセス及び利益配分 (ABS)の事情に関する理解について





( 記 載 例 )

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と  
持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

テーマ「○○○○○○○○○○○○○○」

平成○○年○○月○○日

以下の応募者は、別添のとおり「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と持続可能な利用  
に関する共同事業」に関する提案書を提出いたします。

応募者

組織名      ○○○○○株式会社      印

代表者名    代表取締役社長 ○ ○ ○ ○      印

所在地      (郵便番号○○○-○○○○)  
○○県△△市……………

連絡先      所属      ○○○部 △△△課  
                 役職名      ○○○○○部(課)長  
                 氏名      ○ ○ ○ ○  
                 住所      (郵便番号○○○-○○○○)  
                              ○○県△△市……………  
                 TEL  
                 FAX  
                 e-mail

( 記 載 例 )

別添

「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と  
持続可能な利用に関する共同事業」に関する提案書

テーマ「○○○○○○○○○○○○」

1. 共同事業の概要

*(別紙2の選考基準(キ)及び(ク)との関係において、提案する共同事業の概要を、数行程度で簡潔に記載してください。)*

2. 共同事業の目標及び内容

2-1. 目標及びその設定根拠

*(別紙2の選考基準(キ)及び(ク)との関係において、提案する共同事業の目標を具体的に設定し、その設定根拠を簡潔に記載してください。特に、これまで入手ができないような新規微生物を収集する目的の場合は、ターゲットとする微生物群とともにその旨明記してください。)*

2-2. 共同事業の内容及び計画

*(別紙2の選考基準(キ)(ク)及び(コ)との関係において、必要に応じて当該共同事業の目的、内容、効果等を視覚的に表現したプレゼンテーション資料を添付してください。特に、当該共同事業を実施することでどのような成果、効果が期待できるか等がわかるように記載してください。また、将来的な展望についても、差し支えない範囲で記載してください。)*

(1) 共同事業の内容及び計画

*(別紙2の選考基準(キ)及び(ク)との関係において、提案する共同事業の内容及*

び計画について、以下のA. B. C. D.を含めて具体的に記載してください。

A.共同事業実施期間とそのスケジュール概要

B.ターゲットとする微生物及びその取得、分離方法、及び分離数の目安

C.試料採集場所や時期の希望について。また、どのような試料をどのくらい採集するのかの目安

D.ミャンマーにおいてこれらを実施する際に必要となる人員、日数、機材、消耗品、試薬等の詳細)

## (2)公表できる共同事業成果等

(別紙2の選考基準(サ)との関係において、共同事業によって得られる成果のうち、どのようなものをミャンマー側に公表できるのか具体的に記載してください。)

(また、共同事業開始時又は探索後におけるプレス発表や、論文、学会発表等において、当該共同事業の実施を外部に発信することについて同意いただける場合は、その旨記載してください。)

## (3)提供できる知識・技術等

(別紙2の選考基準(ケ)との関係において、共同事業によって、どのような知識・技術等をミャンマー側に提供できるのか具体的に記載してください。たとえば、現地渡航中に実施するセミナーにおいて、お話いただける内容、微生物の分離、同定、機能解析等技术的な情報提供について記載してください。)

## 3. 当該テーマにおける研究開発実績

(別紙2の選考基準(カ)との関係において、提案者の所属する機関又は研究グループのバイオテクノロジーに関する研究開発実績等を引用して簡潔に記載してください)

い。なお、製品化等の実用化の例がある場合はその旨ご説明ください。)

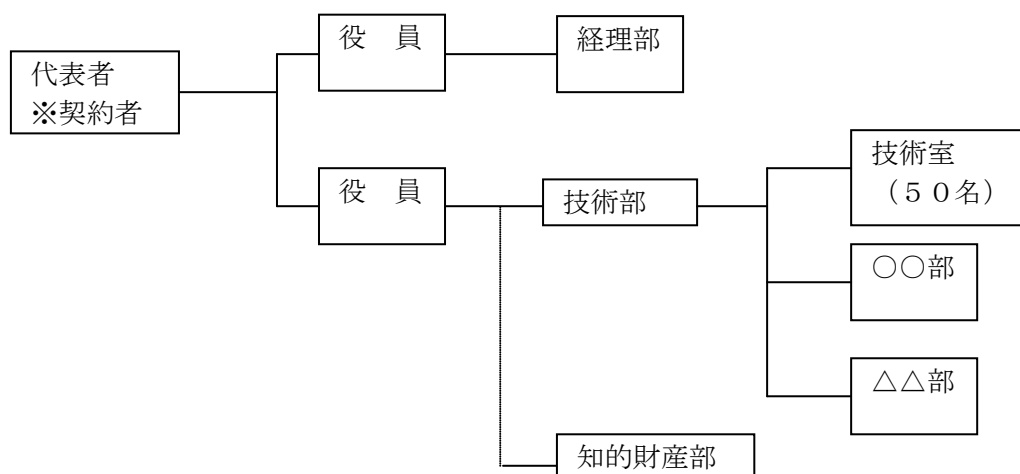
#### 4. 共同事業体制

(提案する共同事業を実施するときの実施体制を、次のような一覧表にして記載してください。)

##### 4-1. 管理体制(代表者名)

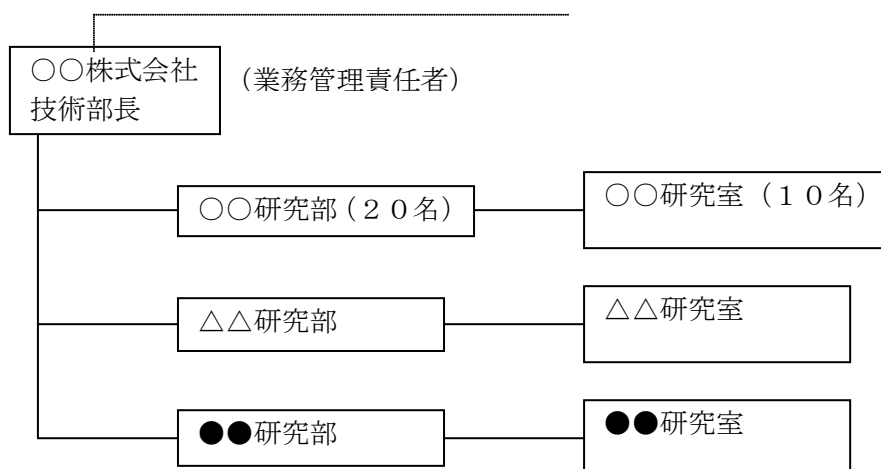
(別紙2の選考基準(イ)及び(ウ)との関係において、研究開発部門等、当該応募に係る部署について規模(人員)がわかるように記載し、研究リーダー、共同事業契約書及びMTAの契約者が管理体制のどのポストの人物かわかるように図示してください。特に、研究開発部門及び契約管理を行う部署(知的財産部門)がある場合は、その旨明記してください。)

(例 示)



#### 4-2. 共同事業実施体制

(例示)



#### 4-3. 研究者氏名

(氏名、所属、役職等を記載してください。)

氏名	所属・役職職名	主たる研究実施場所	渡航予定者

#### 5. その他

要望

(共同事業を実施するに当たっての要望事項があれば記載してください。)

## 選考基準

- (ア) 当該事業を円滑に遂行する際に必要な経営基盤を有していること。
- (イ) 共同事業の目的の達成及び計画の遂行に必要な研究開発の人員並びに設備を有していること。
- (ウ) 当該事業を行う体制(知的財産を扱う組織等)が整っていること。
- (エ) 相手国に研究員を派遣し、収集・分離作業に参加できること。
- (オ) 派遣される研究員が、現地での事業を行うに当たってNITE及び相手国共同研究先の指示に従い、協調できる者であること。
- (カ) 共同事業に関する当該技術又は関連技術について、研究開発実績を有していること。
- (キ) 提案の内容が、資源国で収集された生物遺伝資源の保全若しくは持続可能な利用に資すること。
- (ク) 提案の内容が、以下に示す相手国共同研究先(NITEを含む)の事業方針に合致していること。  
事業方針：ミャンマーで微生物を収集し、分類研究、機能解析のためのスクリーニング等を行うことにより、新規微生物、有用遺伝子、微生物の産業利用の可能性に関するデータ等を取得し、ミャンマーにおける微生物資源の保全及び持続可能な利用に貢献すること。また、収集する微生物に人に対する病原菌は含まれないこと。
- (ケ) 提案事業の実施を通じて、相手国共同研究先(NITEを含む)に新たな知識・技術を提供するなどの非金銭的利益配分が見込まれること。
- (コ) 提案事業の実施により、新規微生物(群)を収集し、将来的にNITEから第三者への提供まで含めた有効活用が図れること。
- (サ) 得られた成果を原則、相手国共同研究先(NITEを含む)に対して公開できること。

「ミャンマーにおける生物遺伝資源の保全と  
持続可能な利用に関する共同事業」に関する契約の重要事項

1. 成果の取り扱い、知的財産権、対価の支払い等

1-1. 事業成果の報告・公表等

当該共同事業で得られた成果については、NITE 及びミャンマーに毎年報告する。成果の内容、公開時期、発表方法等については、NITE と共同事業者が事前に協議すること。

1-2. 成果物の取扱い

ミャンマーで自ら取得し移転した微生物等を用いて、共同事業者により独自になされた発明等に基づく知的財産権は、共同事業者がMTA及び契約に定める全ての義務を負担することを条件として、共同事業者のみに帰属すること。

1-3. 対価の支払い

共同事業者は生物多様性条約における生物遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) の原則に従い、特許登録時、特許実施時等の対価をマイルストーンペイメント方式で、NITEを通じてミャンマー側と定めること。

共同事業者はMTA締結時に決定される特許登録時、特許実施時の対価について、それぞれ特許登録後3ヶ月以内及び特許実施後3ヶ月以内に金額を決定し、NITEに支払う。

MTA締結時に決定されるロイヤリティの支払時期や方法は、製品の販売開始予定の1ヶ月前までに協議して決定すること。

1-4. 知的財産権の譲渡等

共同事業者は、知的財産権の第三者への実施権付与を行う場合には、NITE と事前に協議し、実施許諾を受ける当該第三者が支払うべき利用料、一時金及びロイヤリティに該当する各対価等の条件について合意すること。

2. 共同事業者の義務

共同事業者は、NITEの承諾なく、第三者にミャンマーで自ら取得した微生物を譲渡等してはならないこと。

共同事業者は、NITEの承諾なく、本事業実施場所以外でミャンマーで自ら取得した微生物を使用してはならないこと。

ミャンマーで自ら取得し移転した微生物は、共同事業期間が終了した段階で、その派生物等を



含めて廃棄又は処分する。継続して使用する場合は、共同事業契約の継続又は改めて契約を締結すること。

### 3. 微生物の取り扱い

ミャンマーで自ら取得した微生物株について、共同事業期間中は優先的に利用できるが、当該微生物株の主権的権利はミャンマーにあり、共同事業者に付与されるのは利用権であること。また、優先利用期間中であってもNITEは当該微生物株を同定し、保存する事業を行うこと。

当該微生物株は、ミャンマーから直接共同事業者に移転される。ただし、移転する微生物の種類によっては、植物防疫法に基づく農林水産大臣の事前の許可が必要となり、これらの手続きは共同事業者が行うこと。

当該微生物株は、共同事業が終了した段階でその派生物等も含めて廃棄又は処分すること。また、継続して使用する希望がある場合は、共同事業契約の継続又は改めて契約を締結すること。